# 法人役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人久喜同仁会の役員及び評議員の報酬等について定める事を目的とする。

（定義）

第２条　本規程でいう役員及び評議員とは、当定款に定める者をいう。

２　第１項の役員及び評議員の勤務形態は、施設職員が兼務する役員以外は非常勤とする。

３　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものとする。

（理事長報酬）

第３条　理事長に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。但しその額は月額２００，０００円以内とする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第４条　非常勤の役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席したときは、１日分の報酬として一律に各々５，０００円を支払うことができる。但しその報酬総額は一人あたり年間３万円以内とする。

（費用弁償）

第５条　非常勤の役員及び評議員が会務のために出張をしたときは、費用弁償として以下のとおり旅費を支給する。

| | |
|---|---|
| 日　当 | １日につき　５，０００円 |
| 車　賃 | 実費 |
| 鉄道賃 | 実費 |

（報酬等の支給日・支給方法）

第６条　役員及び評議員に対する報酬は、その会議に出席の都度、現金にて支給する。

（適用除外）

第７条　施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

（適用の追加）

第８条　この規程は、評議員選任・解任委員会委員についても適用とする。

附　則

この規則は、昭和５６年４月１日より施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成２７年１月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成２９年１月１９日より施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月１７日より施行する。